

## 第一五回

### 参第一四号

#### 清掃法（案）

#### 目次

##### 第一章 総則（第一条 第四条）

##### 第二章 清掃の実施

###### 第一節 特別清掃地域（第五条 第十条）

###### 第二節 簡易清掃地域及び季節的清掃地域（第十一条）

###### 第三節 補則（第十二条 第十五条）

##### 第三章 清掃施設（第十六条 第二十一条）

##### 第四章 清掃の指導監督（第二十二条 第二十八条）

##### 第五章 補助その他（第二十九条 第三十一条）

##### 第六章 罰則（第三十二条 第三十五条）

#### 附則

##### 第一章 総則

###### （目的）

第一条 この法律は、汚物等を除去し、これを衛生的に処理して、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

###### （国民の一般的な義務）

第二条 国民は、生活環境を清潔に保つため、常に清掃に努め、相互に協力してその成果をあげなければならない。

###### （国及び地方公共団体の責任）

第三条 地方公共団体は、清掃が完全に実施されるよう、あらゆる機会をとらえて、清掃思想の普及を図るとともに、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等清掃事業の能率的な運営に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対して、前項の責任が十分に果されるよう必要な技術的及び財政的援助をすることに努めなければならない。

###### （汚物の定義）

第四条 この法律で「汚物」とは、ごみ、灰、汚水、汚泥及び糞尿並びに鳥獣の死体（用途のあるものを除く。）をいう。

##### 第二章 清掃の実施

###### 第一節 特別清掃地域

###### （特別清掃地域）

第五条 特別区の存する区域及び市の区域（政令の定める基準により条例で定める区域を除く。）並びに政令の定める基準により条例で定める町村の区域の全部又は一部を特別清掃地域とする。

( 清掃義務 )

第六条 特別清掃地域内の土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の汚物を掃除し、これを容器に集める等公衆衛生上支障のないように処理して清潔を保持しなければならない。

2 特別清掃地域内の便所、汚物容器その他の汚物に関する施設は、はえの発生及び侵入並びに臭気の発散を防止する等衛生的に維持管理しなければならない。

3 市町村（特別区の存する区域にあつては都。第十条第一項及び第十二条第一項中「二以上の市町村」とある場合を除いて以下同じ。）は、この法律その他の法令に清掃に関する義務者がある場合を除き、特別清掃地域内の汚物を掃除し、清潔を保持しなければならない。

( 汚物の集収及び処分 )

第七条 市町村は、特別清掃地域内の土地又は建物の占有者によつて集められた汚物を集収して処分しなければならない。

2 前項の汚物の集収及び処分に関する作業は、政令の定めるところにより、衛生的に行わなければならない。

3 第一項の規定により市町村が集収すべき汚物の種類、区域その他集収に関して必要な事項は、条例で定める。

( 多量の汚物の処理 )

第八条 市町村長（特別区の存する区域にあつては都知事。以下同じ。）は、業務上その他日常生活以外の事由によつて多量の汚物を生ずる場合には、前条第一項の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、第六条第一項（土地又は建物の占有者の清掃義務）の清掃に関する義務者に当該汚物の集収又は処分を行わせることができる。

( 衛生上有害の虞があるものの除去 )

第九条 市町村長は、特別清掃地域内の土地の占有者（占有者のない場合は所有者）に対して、公衆衛生上有害の虞がある雑草木、水たまり又は陶器、かわら若しくは土管のかけら等を除去しその他公衆衛生上支障のないように措置すべきことを命ずることができる。

( 汚物を捨てることの禁止 )

第十条 特別清掃地域（海域又は水域については市町村（二以上の市町村又は特別区に係がある場合においては都道府県）の条例で定める区域）内においては、左に掲げる場合を除いては、汚物を捨ててはならない。

一 汚水を、海域、公共のみぞ、下水道又は河川、運河、湖沼等の公共の水域に流す場合

二 糞尿を、都道府県知事（保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第一条の規定に基づく政令で定める市にあつては市長）の認定を経た<sup>レ</sup>尿浄化槽又は<sup>レ</sup>尿浄化槽において処理した上海域、公共のみぞ、下水道又は河川、運河、湖沼等の公共の水域に流す場

合、終末処理場の設備のある下水道に水洗便所を経て流す場合、終末処理場の設備のある下水道に通ずる糞尿投入槽に流す場合及び肥料として使用する場合

三 ごみ、灰、汚泥又は鳥獣の死体を、市町村長が生活環境の清潔保持に支障がないと認めて指定した場所へ捨てる場合及び肥料として使用する場合

四 前各号の外厚生大臣がやむを得ないものと認めて定める場合

2 前項第二号の都道府県知事（保健所法第一条の規定に基く政令で定める市にあつては市長）の認定に必要な基準は、省令で定める。

3 市町村長は、当該吏員をして、第一項の規定に違反して汚物を捨てた者に対して、その汚物を取り除くことを命じさせることができる。

### 第二節 簡易清掃地域及び季節的清掃地域

（簡易清掃地域及び季節的清掃地域）

第十一条 市町村は、特別清掃地域外の地域について必要と認めるときは簡易清掃地域を、山の家、バンガロー、キャンプ場、海水浴場その他季節的に多数人の集合する施設がある地域について特に清掃の必要があると認めるときは期間を定めて季節的清掃地域を、それぞれ条例で定めることができる。

2 簡易清掃地域において、又は特別清掃地域外の季節的清掃地域においては、条例の定めるところにより、第六条から前条まで（清掃義務、汚物の集収及び処分、多量の汚物の処理、衛生上有害の虞があるものの除去、汚物を捨てることの禁止）の規定の全部又は一部を準用することができる。

3 季節的清掃地域に定められた地域においては、第六条第三項（前項の条例において準用する場合を含む。）中「市町村（特別区の存する区域にあつては都。第十条第一項及び第十二条第一項中「二以上の市町村」とある場合を除いて以下同じ。）」とあり、第七条第一項及び第三項（前項の条例において準用する場合を含む。）中「市町村」とあるのは、「当該多数人の集合する施設の経営者（経営者が他人の開設した当該施設をその者から借り受けて経営している場合には、当該施設の経営者及び開設者）のうちから市町村長が指定する者」と読み替えるものとする。但し、市町村長が指定する経営者及び開設者のいずれもがない場合は、この限りでない。

4 季節的清掃地域内において多数人の利用に供する建物又はこれに類する施設を所有する者は、便所を設けなければならない。

### 第三節 補則

（公共の水域、地域、海域に対する禁止行為）

第十二条 特別清掃地域外においても、公共のみぞ、下水道若しくは道路、公園等の公共の用に供する地域又は市町村（二以上の市町村又は特別区に関係がある場合においては都道府県）の条例で定める海域若しくは水域には、ごみ、糞尿又は鳥獣の死体を捨ててはならない。但し、第十条第一項各号（汚物を捨てることの許される場合）に掲げる場合は、この限りでない。

2 第十条第二項（屎尿浄化槽等の認定基準）の規定は、前項但書の場合に準用する。

3 第十条第三項（捨てた汚物の除去）の規定は、第一項の場合に準用する。

（人の糞尿の肥料としての使用制限）

第十三条 都道府県知事が公衆衛生の保全のため必要があると認めて指定する地域においては、人の糞尿は、省令の定める基準に適合した方法によるのでなければ、肥料として使用してはならない。

（大掃除の施行）

第十四条 市町村は、建物又は土地の占有者をして、毎年一回以上大掃除をさせなければならない。

（特殊の汚物等の処理）

第十五条 市町村長は、条例の定めるところにより、清掃作業を困難にし、若しくは清掃施設をいためる虞があり、又ははなはだしい悪臭を発生その他特に公衆衛生上有害の虞がある汚物又はこれに類するものを生ずる工場、事業場等の経営者に対して、当該汚物又はこれに類するものの処理について、特別の措置を命ずることができる。

2 前項の措置には、第七条第一項（市町村の汚物の集収及び処分の義務）（第十一条第二項の条例において準用する場合を含む。）に規定する汚物の集収及び処分に関する特別の措置を含むものとする。

### 第三章 清掃施設

（汚物処理施設の設置の基準）

第十六条 汚物の処分場、積換場、分別場その他の処理施設は、その設置の場所、構造及び設備が、人家又は井戸との距離、汚物の飛散防止、防臭、防煙及び汚水又は糞尿の浸透防止について、公衆衛生上有害の虞のないものでなければならない。

（公共のみぞの設置）

第十七条 市町村は、特別清掃地域内及び季節的清掃地域内の汚水を適当な水域に流すために必要な公共のみぞを設置し、且つ、衛生的に維持管理しなければならない。

2 季節的清掃地域に定められた地域においては、市町村は、当該多数人の集合する施設の経営者又は開設者のうちから市町村長の指定する者に前項の公共のみぞの設置若しくは維持管理をさせ、又はこれに要する費用の全部若しくは一部を負担させることができる。

（公衆便所の設置）

第十八条 市町村は、特別清掃地域内及び季節的清掃地域内の必要と認める場所に、公衆便所を設置し、且つ、衛生的に維持管理しなければならない。

2 季節的清掃地域に定められた地域においては、市町村は、当該多数人の集合する施設の経営者又は開設者のうちから市町村長の指定する者に前項の公衆便所の設置若しくは維持管理をさせ、又はこれに要する費用の全部若しくは一部を負担させることができる。

（公衆用ごみ容器の備付）

第十九条 市町村は、特別清掃地域内及び季節的清掃地域内の必要と認める場所に、公衆用ごみ容器を備え付け、且つ、衛生的に維持管理しなければならない。

2 季節的清掃地域に定められた地域においては、市町村は、当該多数人の集合する施設の経営者又は開設者のうちから市町村長の指定する者に前項の公衆用ごみ容器の備付若しくは維持管理をさせ、又はこれに要する費用の全部若しくは一部を負担させることができる。

(排水施設の設置)

第二十条 特別清掃地域内及び季節的清掃地域内の建物の所有者は、その土地の汚水を公共のみぞその他適当な水域に流すために必要な排水施設を設けなければならない。但し、やむを得ない事由がある場合においては、省令の定める基準により、公衆衛生上支障のないように汚水だまりを設けて排水施設に代えることができる。

(公共のみぞ等の保全)

第二十一条 何人も、公共のみぞに灰、汚泥若しくは土石等を捨て、公衆便所に土石等を捨て、又は公衆用ごみ容器にごみ以外の汚物若しくは土石等を捨てる等公衆の用に供する清掃施設の利用を害する行為をしてはならない。

2 市町村長は、当該吏員をして、前項の規定に違反して汚物又は土石等を捨てた者に対して、その汚物又は土石等を取り除くことを命じさせることができる。

#### 第四章 清掃の指導監督

(義務履行の督促)

第二十二条 市町村長は、この法律又はこれに基く命令により、清掃に関する義務者において履行すべき事項を履行せず、又は履行するも充分でないと認めるときは、相当の期間を指定して、その履行を督促することができる。

(代執行)

第二十三条 市町村長は、前条の督促をしても、なお清掃に関する義務者がその義務を履行しないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の規定により代執行をすることができる。

(汚物処理施設の許可)

第二十四条 国及び地方公共団体以外の者が汚物の処分場、積換場、分別場その他土地に定着する処理施設を設置し、又はその規模、構造若しくは設備の主要部分を変更しようとするときは、省令の定めるところにより、市町村長の許可を受けなければならない。但し、もつぱら自家用として使用するものは、この限りでない。

2 市町村長は、前項但書の施設が第十六条(汚物処理施設の設置の基準)の規定に違反すると認めるときは、当該施設の設置者(設置者の承継人を含む。)に対し、その使用を禁止し、若しくは修繕、改造その他適当の措置を命じ、又は当該施設による汚物の処理方法が公衆衛生上有害と認めるときは、当該処理をする者に対して、その作業を禁止し、若しくは処理方法の改善その他適当の措置を命ずることができる。

(市町村以外の者の行う汚物の集収及び処分)

第二十五条 市町村以外の者で第七条(汚物の集収及び処分)(第十一条第二項の条例において準用する場合を含む。)に規定する汚物の集収又は処分を業として行うものは、市町村長の承認を受けなければならない。但し、第十一条第三項(清掃義務者の特例)の規定により汚物の集収又は処分の義務を負う者は、この限りでない。

2 前項の承認には、期限その他の条件を付けることができる。

3 市町村長は、第一項の者が前項の条件に違反したときは、その承認を取り消すことができる。

(汚物の施設又は処理方法の是正措置)

第二十六条 都道府県知事は、汚物の容器、排水施設、公共のみぞ、便所、尿尿浄化槽、尿尿消化槽、汚物の処分場、積換場、分別場その他汚物に関する施設がはなはだしく公衆衛生上支障があると認めるときは、当該施設の占有者、管理者若しくは所有者に対して、その使用を禁止し、若しくは修繕、改造その他適當の措置を命じ、又は汚物の処理方法が公衆衛生上有害と認めるときは、当該処理をする者に対して、その作業を禁止し、若しくは処理方法の改善その他適當の措置を命ずることができる。

(清掃指導員)

第二十七条 都、市及び特別清掃地域又は簡易清掃地域をその区域に含む町村は、第十条第三項(捨てた汚物の除去)(第十一条第二項の条例及び第十二条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十一条第二項(公共のみぞ等へ捨てた汚物等の除去)の規定による当該吏員の職権の行使、この法律により市町村長の権限に属する事務の執行並びに市町村の行う清掃に係る作業(市町村以外の者に行わせる作業を含む。)の指導監督に当らせるため、清掃指導員を置かなければならない。

(土地及び建物への立入)

第二十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法律によりその権限に属する事務を執行するため必要があると認めるときは、当該吏員をして、必要な限度において土地及び建物に立ち入らせることができる。

2 前項の立入は、日出後日没前に限り、且つ、その身分を示す証票を呈示し、事由を告げて行わなければならない。

## 第五章 補助その他

(国庫補助)

第二十九条 国は、政令の定めるところにより、予算の範囲内において、市町村に対して左の各号に掲げる費用の一部を補助することができる。

一 汚物の処理に関する特別の施設を設置するために要する費用

二 災害その他の事由により必要となつた特別の清掃を行うために要する費用

(汚物処理により生ずる収入)

第三十条 第七条(汚物の集収及び処分)(第十一条第二項の条例において準用する場合

を含む。)に規定する汚物の処理によつて生ずる収入は、当該汚物の処理をした者の収入とする。

(手数料の徴収)

第三十一条 市町村は、清掃に関する義務者から、市町村が行う汚物の集収及び処分に関する手数料を徴収することができる。

## 第六章 罰則

第三十二条 市町村以外の者で第七条(汚物の集収及び処分)(第十一条第二項の条例において準用する場合を含む。)に規定する汚物の集収又は処分を業として行うものが、その業務に関し、第十条第一項(汚物を捨てることの禁止)(第十一条第二項の条例において準用する場合を含む。)又は第十二条第一項(公共の水域等に対する禁止行為)の規定に違反して汚物を捨てたときは、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第三十三条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

一 第十条第一項(汚物を捨てることの禁止)(第十一条第二項の条例において準用する場合を含む。)又は第十二条第一項(公共の水域等に対する禁止行為)の規定に違反した者(前条の規定に該当する者を除く。)

二 第十三条(人の糞尿の肥料としての使用制限)の規定に違反した者

三 第十五条(特殊の汚物等の処理) 第二十四条第二項(汚物の施設又は処理方法の是正命令)又は第二十六条(汚物の施設又は処理方法の是正措置)の命令に違反した者

四 第二十四条第一項(汚物処理施設の許可)の規定に違反して、汚物処理施設を設置し、又は変更した者

五 第二十五条第一項(市町村以外の者の行う汚物の集収及び処分)の規定に違反して汚物の集収又は処分を業として行つた者

第三十四条 左の各号の一に該当する者は、拘留又は科料に処する。

一 第二十一条第一項(公共のみぞ等の保全)の規定に違反した者

二 第二十二条(義務履行の督促)の規定により、第八条(多量の汚物の処理)若しくは第九条(衛生上有害の虞があるものの除去)(第十一条第二項の条例においてこれらの規定を準用する場合を含む。)又は第二十条(排水施設の設置)の規定による義務の履行を督促されて指定の期間内に正当な理由がなくてその義務を履行しなかつた者

三 季節的清掃地域に定められた地域における当該多数人の集合する施設の経営者又は開設者で第二十二条の規定により、第六条第三項(清掃義務)若しくは第七条(汚物の集収及び処分)(第十一条第二項の条例においてこれらの規定を準用する場合を含む。)又は第十七条第二項(公共のみぞの設置)、第十八条第二項(公衆便所の設置)若しくは第十九条第二項(公衆用ごみ容器の備付)の規定による義務の履行を督促されて指定の期間内に正当な理由がなくてその義務を履行しなかつたもの

四 第二十八条（土地及び建物への立入）の規定による当該吏員の立入を、正当な理由がなく拒み、妨げ、又は忌避した者

（両罰規定）

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。  
（汚物掃除法の廃止）
- 2 汚物掃除法（明治三十三年法律第三十一号。以下「旧法」という。）は、廃止する。  
（旧法のもとにした手続、処分等の効力）
- 3 旧法又はこれに基いて発する命令（都道府県規則を含む。）によつてした手続その他の行為は、この法律又はこれに基いて発する命令の規定に違反しない限り、この法律又はこれに基いて発する命令中の相当する規定によつてした手続その他の行為とみなす。  
（現存する汚物の処分場等に関する経過措置）
- 4 旧法に基いて発する命令（都道府県規則を含む。）により許可又は認可を受けた施設を除く外、この法律施行の際、現に地方公共団体以外の者で汚物の処分場、積換場、分別場その他土地に定着する処理施設（もつばら自家用として使用するものを除く。）を設置しているものは、第二十四条第一項（汚物処理施設の許可）の規定にかかわらず、この法律施行の日から二月以内に、省令の定めるところにより、市町村長に届け出るをもつて足りる。この届出があつたときは、その時に、第二十四条第一項の規定による許可があつたものとみなす。  
（現に汚物の集収又は処分を業としている者に関する経過措置）
- 5 この法律施行の際、現に市町村以外の者で第七条（汚物の集収及び処分）に規定する汚物の集収又は処分を業として行つているものは、この法律施行の日から二月以内に、市町村長に承認の申請をしなければならない。
- 6 第二十五条第二項（市町村以外の者の行う汚物の集収及び処分の承認の条件）の規定は、前項の承認に準用する。
- 7 第五項の申請をした者は、同項の規定による申請をするまでの間及びその申請をした後、同項の承認をする旨又はしない旨の通知があるまでの間は、第二十五条第一項（市町村以外の者の行う汚物の集収及び処分の承認）の規定にかかわらず、引き続き当該業務を行うことができる。  
（厚生省設置法の一部改正）
- 8 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。  
第五条第三十一号の次に次の一号を加える。



三十一の二 清掃法（昭和二十八年法律第 号）の定めるところにより、屎尿浄化槽及び屎尿消化槽の認定基準並びに人の糞尿の肥料としての使用基準を定め、及び汚物を捨てることの許される場合を定めること。

（保健所法の一部改正）

- 9 保健所法（昭和二十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「汚物掃除」を「清掃」に改める。

（へい獣処理場等に関する法律の一部改正）

- 10 へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）第四十条にいう市及び市街的町村の区域内」を「清掃法（昭和二十八年法律第 号）に規定する特別清掃地域、簡易清掃地域及び季節的清掃地域内」に改める。

（土地収用法の一部改正）

- 11 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十七号を次のように改める。

二十七 清掃法（昭和二十八年法律第 号）に規定する公共のみぞ、公衆便所及び汚物の処分場その他の汚物処理に関する施設

（土地収用法の一部改正に伴う経過規定）

- 12 この法律施行前に旧法による公共溝きよ、公共便所、じんかい焼却場その他汚物掃除に関する施設に関してした土地収用法の規定による手続その他の行為は、改正後の土地収用法の適用に関しては、この法律に規定する公共のみぞ、公衆便所又は汚物の処分場その他の汚物処理に関する施設に関してしたものとみなす。

## 理 由

清掃事業の運営の能率を高めて生活環境の清潔増進を図りもつて公衆衛生の向上に資するため、特別清掃地域、簡易清掃地域及び季節的清掃地域の制度を定め、清掃施設を整備し並びに必要な指導及び助成の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。